

# 令和4年就業構造基本調査を実施します

就業構造基本調査は、5年に一度「統計法」に基づき実施される、国の重要な基幹統計調査の一つです。

周防大島町では、令和4年10月1日を基準日として令和4年就業構造基本調査を実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する、国の重要な統計調査です。調査結果は、雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用されます。

## 調査の対象

統計理論に基づき無作為に選ばれる全国約54万世帯、その世帯にふだん住んでいる15歳以上の世帯員約108万人を対象として行われます。周防大島町では、9調査区が指定され、約135世帯が調査の対象となります。

## 調査の方法

調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が伺い、調査書類をお配りします。より便利に皆さまにご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単にインターネットで回答することが可能となっておりますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

## 調査についての問い合わせ

○就業構造基本調査コールセンター

☎0570(01)7139

IP電話の方は

☎03(6626)0041

・設置期間 9月1日(木)～10月31日(月)

・受付時間 午前8時～午後9時

(※9月23日(金)～10月10日(月)までは

午後10時まで延長)

○政策企画課広報情報統計班

☎0820(74)1007



令和2年国勢調査では、約40%の方がインターネット回答を選んでいました



特設サイトへ

～料金負担の公平性を確保するために～

## 上下水道使用料等の滞納整理を強化しています

### 使用料等を滞納したら…

水道事業、下水道事業、農業集落排水及び漁業集落排水事業は、主に皆様からいただいた使用料で運営されています。また、下水道や集落排水は、利用できる地域に限られるため、受益者から分担金をいただき、整備事業費の一部に充てています。使用料や受益者分担金の滞納は、各事業の経営を圧迫し、料金の値上げなど住民生活に大きな負担を強いることになりかねません。

また、納期限内にきちんと料金を納めていただいている大多数の利用者との公平性を欠くことにもなります。

このため、滞納者に対しては督促や納入相談を行い、納入のない場合には、やむをえず給水停止や財産の差し押さえをすることになります。

なお、納期限内に納付することが困難な事情がある場合や、滞納分の納付方法については、下記へご相談ください。

### ■問い合わせ

○水道料金、下水道使用料及び集落排水使用料に関すること

- ・周防大島町上下水道料金お客様センター ☎0820(25)1600
- ・水道課 管理班 ☎0820(79)1011

○下水道受益者分担金、集落排水受益者分担金に関すること

- ・下水道課 下水道班 ☎0820(79)1014

### 滞納処分等の実績 (令和3年度)

◇給水停止予告通知	437件
◇給水停止通知	198件
◇給水停止執行	32件



▲閉栓キャップによる給水停止